

令和5年度 第1回ニセコ町まちづくり基本条例第5次改正検討委員会
議事録 まとめ

《第11条（満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利）の改正について》

- ・法改正に伴い年齢の引き下げの検討
- ・18歳へ引き下げるとは問題なさそう
- ・過去に子どもまちづくり委員会の中で出た意見を反映させてニセコ駅舎内を子どもたちがペンキ塗りをしたことがある
- ・ニセコ町にとっては非常に重要な条文
- ・子どもまちづくり委員会や子ども議会を通じて若い人たちが様々な場面で参加してくれたら効果があったといえる

《第31条（審議会等の参加及び構成）2項の改正について》

- ・「一方の性に偏らない」という表現の変更の検討
- ・男女二元性を前提とした条文のため、「生の平等と多様性を反映したものとなるよう配慮したものとする」という表現はどうか
- ・一方という表現は変更が必要かもしれない
- ・ジェンダー論やLGBTQに配慮は必要

《第10条（まちづくりに参加する権利（2））の改正について》

- ・条文内に「性別」と記載があるが、第31条で「性」について触れているためここも検討が必要だろうか
- ・日本国憲法では「性別」は残っている
- ・憲法でも残っているため敢えて改正する必要はないかもしれない
- ・括弧で「性自認、性的指向」というような記載があってもいい
- ・あんまり細かく記載するとわかりづらくなる可能性がある

《まちづくり基本条例の認知度について》※総合計画策定時のアンケート結果を配布

- ・移住者への基本条例の認知度が高くてびっくりしている
- ・前回の審議会で転入者に配布してほしいと答申し、実施していることで効果が出ている

《今後の予定について》

- ・情報伝達について、次回から議論していく
- ・前回の答申内容が活かされているかの検証を行う
- ・本文の改正が必要なのか、前回の改正を今一度見直していくべきなのか、新しい概念を取り入れるべきなのか、方向性を見出していく。

以上